

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第1条の2関係）		別表（第1条の2関係）	
区 分	措 置	区 分	措 置
条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置	住宅が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たすこととなる措置	条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置	住宅が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（これにより難しい場合には、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4の基準）</u> を満たすこととなる措置及び <u>気候風土、高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）</u> を行う措置
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。